

大山町の介護保険料

平成24年度から平成26年度までの 65歳以上の方の介護保険料

○第5期段階別介護保険料

保険料段階	対象者	料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	0.50	32,900円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入が80万円以下の方	0.50	32,900円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	49,400円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の方	1.00 (基準額)	65,800円
「公的年金等収入+合計所得金額」80万円以下の方		0.90	59,200円
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円未満の方	1.25	82,300円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円以上の方	1.50	98,800円

これからの基準額（月額）

5,490円



これまでの基準額

4,395円

※平成24年度～平成26年度までの3年間の介護給付費を約58億3,800万円、地域支援事業費を1億7,100万円と見込んでいます。

※第4期（平成21年度～平成23年度）の保険料不足分の借入額を4,900万円（月額保険料影響額243円）、保険料上昇緩和のための県からの基金取崩交付金を約1,800万円（月額保険料影響額△90円）と見込んでいます。

※基準額とは、大山町で必要な介護給付費等見込額のうち、21%相当分を第1号被保険者（65歳以上）の人数で割った額です。

※第4期に引き続き第4段階を2分し「公的年金等収入+合計所得金額が80万円より少ない方」の基準額に対する割合を引き下げ、低所得者への保険料の負担軽減を図ります。

※基準所得（第5段階と第6段階）が200万円から190万円になりました（介護保険法施行規則改正のため）。

平成24年度から平成26年度までの保険料が決まりました。（左表）
介護保険料は3年間の介護サービス必要量の見込によって決定されます。平成24年度から平成26年度までの介護給付費、負担割合増に伴う増額分、介護報酬改定による増額分、要介護状態にならないための予防事業などを行う地域支援事業の費用を見込み、第1号被保険者（65歳以上）の保険料を決定しました。